

令和7年第2回  
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和7年6月2日招集

## 議案第41号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決処分）

## 1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正に伴う改正

## 2 内 容

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数＋特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を引き上げる。

## (1) 5割軽減

現 行

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円  
＋29万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

↓

改正後

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円  
＋30万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

## (2) 2割軽減

現 行

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円  
＋54万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

↓

改正後

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円  
＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

令和7年4月1日

## (2) 適用区分

改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第42号

## 八潮市税条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決処分）

## 1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

## 2 内 容

## (1) 固定資産税

① 長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションの特例に係る申告を見直す。（附則第10条の3関係）

② 課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項を整備する。（附則第10条の2関係）

## (2) 軽自動車税

① 総排気量125cc以下で最高出力4.0kW以下に制御した原動機付自転車（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の標準税率を年額2,000円とする所要の措置を講ずる。（第82条関係）

② 軽自動車税種別割の標準税率の新設に伴い、減免申請書の記載事項を整備する。（第89条関係）

③ 減免申請時の運転免許証の提示義務に関して、免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）についても、一般の運転免許証と同様に取り扱う措置を講ずる。（第90条関係）

## (3) 規定の整備

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

令和7年4月1日

## (2) 経過措置

所要の措置を設ける。

## 議案第43号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和7年3月31日専決処分）

## 1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

## 2 内 容

- (1) 課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項を整備する。（附則第4項～第6項、第19項関係）
- (2) 規定の整備

## 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和7年4月1日
- (2) 経過措置  
所要の措置を設ける。

## 議案第46号

## 八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

八潮市北部拠点まちづくり推進地区事業提案選定委員会を廃止するための改正

## 2 内 容

八潮市北部拠点まちづくり推進地区事業提案選定委員会を廃止する。

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

公布の日

## (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

## 議案第47号

## 八潮市税条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

## 2 内 容

## (1) 個人市民税

- ① 大学生年代の子等の扶養に係る控除について、一定所得を超えた場合でも段階的に控除額が逡減する特定親族特別控除を設ける。(第34条の2関係)

名称	控除額	控除適用収入要件 (給与)	
		現行	改正後
特定扶養控除 (現行)	45万円	103万円以下	123万円以下
特定親族特別控除 (新設)	45万円	—	123万円超～160万円以下
	41万円	—	160万円超～165万円以下
	31万円	—	165万円超～170万円以下
	21万円	—	170万円超～175万円以下
	11万円	—	175万円超～180万円以下
	6万円	—	180万円超～185万円以下
	3万円	—	185万円超～188万円以下

- ② 公的年金等受給者の個人市民税申告義務に係る規定を整備する。(第36条の2関係)
- ③ 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を整備する。(第36条の3の2関係)
- ④ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備する。(第36条の3の3関係)

## (2) たばこ税

紙巻たばこよりも税負担水準が低い加熱式たばこについて、紙巻たばこと同じ税負担水準になるよう段階的に課税方式を見直す措置を講ずる。(附則第16条の2の2関係)

課税方式 (課税標準)	現行	改正後	
		第1段階 (R8.4.1)	第2段階 (R8.10.1)
重量及び価格による 換算方法	×1.0	×0.5	—
重量のみによる 換算方法	—	×0.5	×1.0

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年1月1日。ただし、2(2)は、令和8年4月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。